

教育警察委員会（警察）一資料3

令和8年第1回岐阜県議会定例会 条例その他議案関係資料

○ 議第45号

岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例について

令和8年2月26日

岐阜県警察本部

岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例について

警察本部生活安全総務課

1 改正の趣旨

「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」（令和7年6月20日公布、令和7年法律第75号）が公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、岐阜県使用済金属類営業に関する条例（平成25年岐阜県条例第28号）の許可の基準に、同法の規定に違反し罰金の刑に処せられた者に該当しないことを加えるもの。

2 改正内容

岐阜県使用済金属類営業に関する条例第4条第3号に「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」を加える。

※第4条第3号は、欠格事由として、盗品の流通防止に関する法律等に違反して罰金刑を受けた者について規定

3 施行日

「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」の施行日

〈改正後 岐阜県使用済金属類営業に関する条例第4条第3号〉

この条例、古物営業法、質屋営業法、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条、第235条、第247条、第254条若しくは第256条第2項に規定する罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律に規定する罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者